

令和4年第4回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年4月22日（金）

江東区教育委員会

令和4年第4回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年4月22日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和4年4月22日（金）午前10時52分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、
賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 議題
日程第1 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
 - （2）小名木川小学校改築計画ワークショップ開催について
 - （3）令和4年4月7日現在の児童・生徒数について
 - （4）令和4年度新1・7年生の学校選択結果について
 - （5）令和4年度教員の異動状況について
 - （6）令和4年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について
 - （7）令和3年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況について
 - （8）江東区立学校感染症予防ガイドラインについて
 - （9）令和3年度就学相談の状況について

8 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより、令和4年第4回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。日程第1 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第9号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和4年4月22日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

星名庶務課長 それでは私から、江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について御説明をいたします。

資料1をお願いいたします。改正する規則でございますが、こちらは幼稚園教育職員の期末手当の支給について定めたものでございます。改正の趣旨でございますが、本来、期末手当の基準日前1か月以内に幼稚園教育職員を退職した者につきましては、その在職期間に応じて期末手当が支給されるところでございますが、現在の規則ですと、退職に引き続き会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としても会計年度任用職員としても期末手当が支給されないと、こういう規定になってございます。これを解消するための規則の改正でございます。

恐れ入りますが、2ページの参考を御覧ください。資料中段の四角囲みの中に、具体的な事例を記載させていただいております。AとBはどちらも6月に支給される期末手当の支給日前1か月以内の5月15日に幼稚園教育職員を退職してございますが、現在の規定ですとBには幼稚園教育職員としての退職手当が支給されるものの、Aは退職に引き続き会計年度任用職員となっておりますので、幼稚園教育職員分も会計年度任用職員分も期末手当が支給されず、均衡が図られないという状況になってございます。

そのことから、3ページを御覧いただければと思いますが、こちらの新旧対照表に記載のとおり、規則第2条第2項第5号に支給対象外職員と定めております、退職後に引き続いて江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けた職員、この規定を削除し、幼稚園教育職員として期末手当を支給できるようにするものでございます。

なお、施行日につきましては6月の期末手当支給に間に合うよう、本年5月1日としてございます。

私からの説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、新型コロナウイルス感染症に関する区立学校園の対応について御報告申し上げます。資料2を御覧願います。

表は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものでございます。1ページから4ページまでの表に記載の内容につきましては、3月29日の教育委員会定例会におきまして報告をさせていただいている内容となっております。また、4ページには本年1月からの月ごとの学校園、きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況を記載してございます。1月から3月までは記載のとおりとなっております、4月につきましては4月1日から18日までの発生状況となっております。4月1日から18日までの学校園、きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況は、小学校13校、中学校19校、幼稚園1園、きっずクラブ2室で感染者が確認され、感染者数は児童・生徒186人、教職員等9人となっております。本年1月からの累計では、児童・生徒2,287人、教職員等241人、合わせて2,528人となっております。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 小名木川小学校改築計画ワークショップ開催についてを説明願います。

西尾学校施設課長 それでは、私のほうから報告事項2 小名木川小学校改築計画ワークショップ開催について御説明します。資料3を御覧願います。

1の目的でございます。小名木川小学校の改築計画の過程において、児童や地域の意見を収集・反映させ、児童がより安心して楽しく通える小学校づくりを行うため、ワークショップを開催し地域協働参画による改築事業の推進を図るものでございます。このワークショップにつきましては、これまでに第二亀戸中学校、第二亀戸小学校、第五大島小学校、香取小学校、第二大島中学校、第二大島小学校と実施し、本件で7校目となります。

2の内容でございます。（1）参加者及びグループ構成につきまして本ワークショップは小名木川小学校の児童、小名木川小学校の関係者及び地域代表者からなるおおむね32名程度の参加者で構成し、4つ程度のグループを設け討議を行います。

①小名木川小学校の児童につきましては、児童会及び4から6年生の

学級代表者から合計16名程度の参加を想定し、小名木川小学校の児童で構成するグループを2グループ組成いたします。

②小名木川小学校の関係者及び地域代表者につきましては、小名木川小学校の保護者から4名程度の参加を想定、小名木小学校の教職員から4名程度の参加を想定、小名木川小学校の通学区域の町会から計8名程度の参加を想定し、小学校の関係者で構成するグループと、地域代表者で構成するグループを、おのこの1グループ組成いたします。

(2) 開催回数及び開催時期につきまして、本ワークショップは令和4年7月から10月末までに計4回実施することを想定してございます。

(3) 各回の主なワークショップ検討テーマにつきましては、①第1回「小名木川小学校の『いま』と『将来』について」、②第2回「新しい小名木川小学校の使い方について」、③第3回「新しい小名木川小学校のより具体的なイメージについて」、④第4回「よりよい小名木川小学校の改築に向けて(WSとりまとめ)」となっております。

私からの報告は、以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

こどもたちとか地域を含めて様々な御意見があると思いますし、そういったことが反映されることで学校に対する愛着が持てたり、こどもたちも学校を大切に使っていくという思いが醸成されると思うので、これまでも6校でやってきましたけれども、非常に効果があったと思いますので、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

報告事項3 令和4年4月7日現在の児童・生徒数についてを説明願います。

賀 来 学 務 課 長 それでは資料4、令和4年4月7日現在の児童・生徒数についてを御覧ください。

左の大きな表が小学校で、右上が中学校、右下が幼稚園。さらに表の一番下については、義務教育学校についてそれぞれ本年4月7日現在の児童・生徒人数と学級数を記載しております。

まず、小学校について一番下の合計欄を御覧ください。全ての学年の合計で、児童数が2万4,437人、学級数は821学級となっています。次に右側、中学校においては生徒数が8,062人、252学級となっております。また一番下の義務教育学校、有明西学園の前期課程が1,025人、30学級。後期課程が265人、8学級。合計で1,290人、38学級となっています。昨年の同日現在との比較ですが、小学校及び義務教育学校前期課程の合計は70人、17学級の増となっているところでございます。

なお、小学校及び義務教育学校の前期課程については、法改正により

段階的に全学年の34人学級化が進められており、今年度は1年生から3年生までがその対象となっております。今後これは段階的に定員が引き下げられ、令和7年度に全ての学年が35人学級となる予定でございます。そのため、人数の増加に比べて学級数の増加が大きくなるというところでございます。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程に関しての同日現在との比較ですけれども、生徒数、学級数ともに昨年と同じといった結果になっております。なお、中学校1年生及び義務教育学校7年生につきましては東京都の加配措置による35人学級、またはチームティーチング、もしくは少人数指導を選択できることになっております。今年度加配対象になった学校は12校で、6校が34人学級、6校がチームティーチングを選択しているところでございます。

最後に右下の表、幼稚園の合計につきましては、園児数888人、45学級で、昨年度との比較で177人の園児数減となっているところでございます。

児童・生徒数についての報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和4年度新1・7年生の学校選択結果についてを報告願います。

賀 来 学 務 課 長 続きまして、資料5、令和4年度新1・7年生の学校選択結果についてを御覧ください。1ページが小学校及び義務教育学校前期課程、2ページが中学校及び義務教育学校後期課程となっております。

まず、表の一番左側の記号について説明させていただきます。二重丸がついている学校は学校選択希望者が受入可能人数を上回ったため抽選を実施した学校です。小学校及び義務教育学校前期課程で11校、2ページの中学校及び義務教育学校後期課程では22校ございました。

申し訳ございません、1ページにまた戻りまして、左側、黒い菱形がついている学校につきましては、収容対策上の理由から原則として学校選択希望を受付しなかった学校です。この場合に選択希望を受け付けるのは、きょうだいが入学中とか、通学域内に転居が確実な場合のみとなっております。小学校8校が受付不可の学校とされております。

次に、表の各数値の内容について御説明をさせていただきます。1ページの上から2番目の深川小を御覧いただければと思います。まず、左から2番目の欄、令和3年11月26日現在区域内対象数なんですけれども、こちら入学前年の11月に深川小の通学域内の対象となる児童が60名いたことを示しており、隣の令和4年4月7日現在入学者数は実際に深川小に入学した人数が55人であったことを示しております。

この55名のうち深川小の通学区域内からの入学者数は52名、通学区域外からの入学者は3名となっております。その通学区域外からの入学者3名の内訳としまして、学校選択2名、指定校変更ゼロ名、区域外就学1名となっているところでございます。最終的に学校選択の希望は行わず指定校へ入学となった人数は補欠残人数の欄に表示しておりますが、深川小につきましてはゼロだったというところでございます。

なお、右側に参考として示されている別表なんですけれども、こちらは各学校の通学区域から通学区域外の区立小学校へ入学する児童数を表しております。深川小の通学区域からは学校選択により7名、指定校変更ゼロ名の計7名が深川小以外の区立小学校に入学したといったことになります。

表の一番下を御覧ください。合計について申し上げますと、小学校及び義務教育学校前期課程46校につきましては、通学区域内からの入学者は3,687名、通学区域外からの入学者は615名、そのうち学校選択は590名、指定校変更は9名、区域外就学が16名となっており、補欠残は22名となっているところでございます。

2ページの一番下の中学校及び義務教育学校後期課程24校につきましては、通学区域内からの入学者は2,070名、通学域外からの入学者は597名、そのうち学校選択は585名、指定校変更は3名、区域外就学は9名となっており、補欠残が65名となっているところでございます。

さらに、これは1ページと2ページ共通なんですけれども、下の欄外に学校選択児童・生徒の割合を表示しておりますが、これは学校選択者数を4月7日現在の入学者数で除した数値ということになります。令和4年度については小学校及び義務教育学校前期課程で13.9%、中学校及び義務教育学校後期課程で22%という数字となっております。その割合について経年で変化を申し上げますと、小学校及び義務教育学校前期課程は平成24年度は、指定変更を含めて20.8%でしたけれども、その後は低下傾向が継続しております。また中学校及び義務教育学校後期課程につきましては、令和2年度まで多少のプラスマイナスはあったものの、30%行かない程度で推移しておりましたが、令和3年度からは明らかに減少傾向を示しております。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び公共交通機関での通学を避けるという意識が働いているものと考えております。

学校選択結果についての御説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。

本 田 委 員 今更申し訳ありません。学校選択と指定校変更と区域外就学の微妙な違いを、もう一度教えていただいてもいいですか。

賀 来 学 務 課 長 学校選択制度というのは、就学校を指定する場合に予め保護者の希望を聞き、それを踏まえて就学校を指定するもので、江東区では小・中学校新１年生と義務教育学校新１・７年生のみを対象として実施しております。

指定校変更というのは、区教育委員会から指定された就学校が保護者の希望や子供の状況等に合致しない場合に、保護者の申し立てにより、区教育委員会が他の区立学校へ就学校の変更を認めるものです。

区域外就学というのは、江東区の児童・生徒を他区市町村立等の学校へ就学させる、または、その逆に、他自治体の児童・生徒を江東区立学校へ就学させるものとなります。

以上です。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

安 部 委 員 ちょっと教えてください。この右端の参考というところのお話なんですけど、これはあくまでも区の管轄の学校というのが前提になるんでしょうか。例えば、インターナショナルスクールとか他区に通うみたいな、その参考というのは、ここは入ってない感じですか。

賀 来 学 務 課 長 現在は区からほかの学校に、区域外に行かれた方という意味です。

安 部 委 員 入ってないということですね。

賀 来 学 務 課 長 その通りです。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項５ 令和４年度教員の異動状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和４年度教員の異動状況について御報告いたします。資料６を御覧ください。

まず、１の一般教員の欄を御覧ください。上段から区内での転出入、

区外からの転入、区外への転出、新規採用、退職となっております。区内での異動者数は幼小中、義務教育学校合わせて54名で、昨年と比べ18名増加しております。区外からの転入者数は合わせて168名で、昨年と比べ10名の増加となっております。区外への転出者は合わせて157名で、昨年と比べ8名減少しております。

次に新規採用者ですが、正規が45名、期限付任用が8名、合計53名で、昨年度と比べると、36名減少しております。退職者は83名で、昨年度より28名増加しております。ただし、退職者につきましては、引き続き再任用として勤務する教員が多いため、区内の全体の教員数については、学級増に伴い、若干増となっております。

区外から転入された教員には、本区の教育を早く理解し、力を発揮していただきたいと考えており、こうとう学びスタンダードの指導資料を区外から転入した全教員に配付しております。また4月15日にリモートで、こうとう学びスタンダード説明会を実施しております。

2の管理職の異動につきましては、3月の委員会で報告したとおりでございます。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 令和4年度江東区教育委員会研究協力校（園）等についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 令和4年度、江東区教育委員会研究協力校（園）等について御報告いたします。資料7を御覧ください。

1は、江東区教育委員会研究指定の研究校でございます。（1）は、令和2・3・4年度の研究協力校（園）で、今年度、元加賀幼稚園、八名川小学校、第二大島小学校、北砂小学校、第二南砂中学校が研究発表を行います。発表方法については研究内容が伝わりやすいことや、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ検討してまいります。

（2）は、今年度より、新たに研究協力校（園）として決定した学校（園）です。令和5年度に研究発表を行います。

（3）は、小中連携教育の成果をさらに発展させることを目指し、義務教育学校である有明西学園を教育開発校に位置付けております。

（4）は、心の教育を積極的に進める研究校です。いじめや不登校、心の問題の解決に向けては、学校がチームとして指導力を高めていくことが重要です。そこでそれぞれの学校の課題に基づき、心の教育の一層の推進を図っていくことを目指して研究をしております。

（5）は江東区として取組を推進すべき教育課題について研究を進める、教育課題研究校（園）です。区の教育課題の解決や学習指導要領の

趣旨を踏まえた授業の充実を図るために研究校を指定しています。就学前教育スタンダードの推進やGIGAスクール構想の実現などの教育課題を設定し、研究した成果を周知することとなっております。

(3)の研究開発校、(4)の心の教育推進校と、(5)の教育課題研究校は、文章発表と年度末の研究主任研修会での口頭発表を行い、成果を全校(園)に周知してまいります。本日、委員の先生方には参考資料として昨年度の資料を事前にお配りさせていただきました。後ほど参照していただければと思います。

恐れ入ります、裏面、2ページを御覧ください。

(2)は、東京都教育委員会の研究指定校です。(1)、(2)は、人権尊重教育推進校で、今年度、平久小学校が令和5年1月20日金曜日に研究発表を行います。大島中学校は、今年度新たに指定を受けました。

(3)は、コーディネーショントレーニング実践研究校です。動きの巧みさを向上させるコーディネーショントレーニングを行うことで、心身の発達、発育を図っていくものです。これは、なでしこ幼稚園、第四砂町小学校が指定されています。

(4)は、オリンピック・パラリンピック教育レガシーアワード校です。これまで行ってきたオリンピック・パラリンピック教育を今後も組織的、継続的に行い、今後の学校2020レガシーとして発展的に取り組むもので、第四砂町小学校、亀戸中学校、有明西学園が指定されています。

(5)は、令和4年度東京都教育委員会文化プログラム・学校連携事業です。芸術や文化に関するこどもたちの理解促進を図るプログラムを実施するものであり、深川第五中学校が指定されております。

(6)は、令和4年度東京都教育委員会体育健康教育推進園です。運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で生き生きと、かつ生活するための能力の育成を目指し、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及することを狙いとしており、豊洲幼稚園が指定されています。

(7)は、令和4年度東京都教育委員会学校と家庭の連携推進事業です。いじめや不登校などの生活指導上の課題に対応するために実施されるもので、学校と家庭の連携を深め、課題解決に取り組むもので、砂町小学校、亀高小学校、第四砂町中学校が指定されています。

これらの研究指定校等の取組の成果を各校に広げていくとともに、本区の教育の充実に生かしてまいります。

説明は以上です。

本 多 教 育 長

本件について質疑願います。

昨年度、一昨年度と2年間、コロナ禍での研究ということで、研究活

動はしてきたんですけれども、なかなか活動に制限があったりとかもありました。研究発表も、先生方にも御案内させていただいたオンラインでやることがほとんどだったんですけれども、オンラインでやることはどうかなと思って、私どももちょっと見ていたんですが、逆に参加する方々が非常に積極的に参加されていて、意見交換は今まで以上に熱心に行われていたということがありました。残念ながら、こどもたちの授業をライブで見ていただくということであったり、そこができなかったのが残念だったなというふうに思っていますけれども、各校、成果としては報告がされているところで、今後に向けては、コロナの中でこういった形で進めていくかというのは学校といろいろ調整を図りながら、オンラインのよさも生かしながら、実際に見てもらふよさも生かしながら、そこがうまくできるように進めていければなというふうに思っておりますので、各委員におかれましても、各学校へ行っていただいて、ここに名前が挙がっている学校の研究の様子を見に行っても結構ですし、また研究発表が近くなりましたら御案内申し上げますので、共に学べればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項 7 令和 3 年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況についてを説明願います。

飯塚指導室長 それでは、資料 8 を御覧ください。3 月の委員会で令和 3 年 3 月 15 日現在の進路状況については報告いたしましたが、今回は令和 4 年 4 月 15 日現在の区立中学校卒業生徒の進路状況についての報告でございます。

まず卒業生徒数ですが、男子 1,473 人、女子 1,272 人、計 2,745 人で、前回の報告より男子が 1 名増えております。これは、卒業に合わせて学校に籍を戻した生徒が 1 名いるからでございます。

次に、進路決定者でございます。進路決定者は 2,740 人で、前回の報告 2,730 人より 10 名増えており、在籍者数の 99.8% となっております。これは昨年度より 0.5 ポイント増となっております。

進路の内訳としましては、都立高校の進学率は 47.7% で、前年度より 3.8 ポイントの減であります。国立、私立、都外への進学率は 51.5% で、こちらは前年度より 4.8 ポイントの増となっております。

次に、未決定者数についてでございます。未決定者数は 5 名で、在籍者数の 0.2% となっております。こちらは前年度より 0.5 ポイント減となっております。3 月の報告では進路未決定者数は 14 名でございましたので、9 名の減少となっております。今、残った 5 名のうち進学希望の 2 名は、今後、外国の学校に進学を予定しております。この 5 名につきましては、今後も進路指導を継続して行なってまいります。

なお、令和 2 年度、令和 3 年 3 月に卒業した昨、一昨年度の卒業生の

5月1日時点での在家庭者数は18名となっておりますが、そのうち6名は昨年度、日本国内及び外国の高等学校等へ進学が決まりましたので、御報告いたします。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8 江東区立学校感染症予防ガイドラインについてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 恐れ入ります、資料9を御覧ください。

本ガイドラインについては、前回の教育委員会において概要をお伝えしたところですが、本日は主な修正点についてお伝えします。まず1ページ目を御覧ください。本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校の新しい生活様式の実現を目指す基本的な内容を記載しております。具体的には、新しい生活様式を導入するとともに、感染状況を踏まえ、学習内容、活動内容を工夫しながら可能な限り教育活動を継続し、こどもの健やかな学びを保障していくための内容を示しています。

それでは、主な改定内容を御説明いたします。学校運営編につきましては4ページ以降にありますように、児童・生徒、教職員の健康管理についてや、教育活動を実施する上で必要な感染症対策について記しております。

すみません、8ページ、9ページを御覧ください。ここには各教科の学習や学校行事を行う上の留意点について記入しております。主な内容としましては、感染状況を踏まえて工夫して行うための内容を記しております。

続いて、16ページを御覧ください。保護者会や学校公開についてです。こちらについても保護者や地域の方が可能な限り来校して参加できるよう、留意点を示しております。

次に、患者等発生時対応編についてです。22ページ、23ページを御覧ください。学校（園）で患者等が発生した際の対応について記しています。そのうち23ページの4にあります学校（園）の業務内容では、学校業務の基本的な内容を示しておりますが、感染状況や流行株の特性等を踏まえ、本ガイドラインの内容とは異なる臨時等対応をとることとしております。具体的には、緊急事態宣言の状況下や感染状況を鑑み、学校（園）運営に関する通知で活動等の制限を行うこととなります。ガイドラインの内容については基本的にその都度変更する予定はありませんが、今後の様々な状況を踏まえ、見直しを検討してまいります。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。
では、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項 9 令和 3 年度就学相談の状況について説明願います。

守屋教育支援課長 私からは、令和 3 年度就学相談の状況について御報告申し上げます。
恐れ入ります、資料 10 を御覧ください。

こちら、表が 3 段並んでおりますが、まず初めに 1 番、就学支援委員会等における取扱総件数について御説明申し上げます。

こちらの表の左側の上に 3 6 3 件という数がございますが、こちらが昨年度 1 年間で実際の就学相談につながった総数となっております。
なお、その右隣に 3 2 5 と書いてある丸括弧内の数字がございますが、これは昨年度のさらに 1 年度前、令和 2 年度の数字であり、以下同様となっております。なお、総数といたしましては、令和 2 年度と比較いたしまして、令和 3 年度は 3 8 件の増加、率にしますと 1 1 %、件数が増加しております。

その下に就学支援委員会として 3 3 5 件が記載されておりますが、こちら年間のスケジュールにのっとって就学相談に対応していたケースの数を示しております。毎年 7 月頃から 3 月頃まで、計 2 8 回の委員会を開催しております。その右隣に事務局扱いという記載がございますが、こちらは転居に伴う転学の対応、また、ケースとしては少のうございますが、施設入所をするケースなど、定例の就学支援委員会で取り扱う以外の件数が 2 8 件ございました。

なお、その右隣に継続相談という欄がありまして、1 4 1 件という数字が載っております。こちらにつきましては、今後に向けて相談を継続している、もしくは受付はしたものの次のステップには進まず、就学相談を継続せず、その場で終了したケースとなっております。なお、一番右に 5 0 4 件とありますけれども、こちらが途中で相談が終了した 1 4 0 件も含めた総数、5 0 4 件となっております。

なお、総数につきましては、丸括弧内の令和 2 年度の数字から 5 8 件、率にして 1 3 % 増加しております。このことは、特別支援教育への期待が高まっていることでもありますし、また、教育内容の理解が進んできた、そういったことも理由なのではないか、そのように分析しておるところでございます。

なお、小学校、中学校ごとの内訳ですが、表の 2、表の 3 に分けて記載しております。

まずこちら、2 の小学校就学先一覧の表から読み取ってまいりたいと思います。こちらは縦軸、横軸から構成されてございますが、縦軸の数字は、就学支援委員会におきまして、このお子様にはこの学級が適して

いるのではないかと判断した数字となっており、通常の学級149、特別支援学級（知的）91、以下同様につながっております。

また、今度は横軸になりますけれども、横軸は実際にそのお子様がどの学級に就学していったのかということを示しております。そして左上から右下に網かけで示しておるところですけれども、この表の読み取りですが、縦軸の通常の学級149名のお子様は、そのように判断された結果、通常の学級に146名の方が就学されております。そしてその下になりますけれども、このグレーの網かけのところから外れている数値になりますが、特別支援学級、固定学級、知的の固定学級、適とされたお子様が91名いらっしゃいましたが、その中の36名が通常の学級を選ばれたというような形になっております。この縦軸、そのほか1、2、そして少し離れて1とありますけれども、これはそれぞれ就学支援の委員会で判定したのとは違う結果として通常の学級を選ばれたこどもたちの数となっております。

なお、この表の一番左に転出等とありますが、就学相談を続けてまいりましたが、保護者の方の転勤等で他区、他市、他県等に転居された方々の人数となっております。

こちら、その一番下に、3番、中学校の就学先一覧とございますが、読み取りの方法は小学校と同様でございます。就学支援の委員会で通常の学級と判定された12名のお子様に関しましては、そのまま12名のお子様は通常の学級に就学しております。また、その下の欄、特別支援学級（知的）の固定が望ましいのではないかと判断された43名のお子様のうち、5名が通常の学級に進んでおります。その右の欄に37名とありますが、特別支援学級（知的）に就学するのが望ましいとされたお子様のうち、実際に37名のお子様は特別支援学級（知的）で固定のほうに入学している、そういったことを示しております。

なお、一番下に小さい文字で大変恐縮ですが、参考までに、特別支援教室にこの4月1日現在で何名のお子様が所属しているかを記させていただきました。義務教育学校前期課程を含む小学校児童490名となっております。同様に、義務教育学校後期課程を含む中学校において93名の生徒が特別支援教室を利用している状況となっております。

就学相談の状況につきましての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

鈴 木 委 員 この上から2番目、小学校就学先一覧の2段目のところですね。特別支援学級（知的）のところに91と書いてありますが、ここが、判定結果91なんです、通常の学級が36、それから判定どおり特別支援が51ということで、この数が大分、ここは乖離したというふうに思うん

ですけど、分析はどのようにされているのでしょうか。

守屋教育支援課長　　今、委員の御指摘のとおりです。こちらなんですが、まだ小1段階ですので、これからの発達面における伸びを保護者が期待する傾向が見受けられるということがまず1つあります。あとは保護者の方の強い希望で地元の学校に進みたいというような状況がございます。私どもは、この委員会の判定とは違う判断をされたお子様ないしは保護者の方の状況を踏まえながら、実際に職員が「就学した後に通常の学級で学びがどうなのか。」というところも巡回しながら確認していく、そのような状況となってございます。

鈴木委員　　それに関連して、そうすると今までの経験値でずっと見ると大きく問題はなくて、このまま通常の学級で勉強されているということが多いのか、それともやはり変わっていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

守屋教育支援課長　　今年度も、まだ件数は少ないんですが、私も実際に判断とは違う選択をされたお子様の学びの状況等を見てまいりました。今後、ほかの職員と分担をして、全てのお子さんを見ておこうと考えておるわけなんですが、その中で実際に、学級の中で適応して学びを続けていらっしゃるお子様も一定数いらっしゃいますし、実は4月の判断はやはり難しかったのかなというところで、例えば2年生に上がるところで別の就学先、例えば知的の固定の学級に行ったほうがいいのかないかなといったところで、今度は転学相談というような形で進むケースもございます。お子様や御家庭の考え方によってケース・バイ・ケース、このまま通常学校に残られるケースもあれば、特別支援学級等に移られるケース等、様々なケースがございます。

本多教育長　　ほか、いかがでしょうか。

安部委員　　こちら、数字を初めて見まして、大変勉強になりました。ありがとうございます。多分、職員の皆様のすごく手厚い対応があって、あと保護者の方の理解も進んだということで、この総数も11%増える結果になったと理解しておるんですけども、大変デリケートな対応が迫られるような状況だと思うんですね。ですので、この11%が増えて、職員の皆様の御負担といいますか、10%ってかなり増えているような気がするので、負担というのはどのように、問題ないかどうかという、まあ、そんなに簡単な話じゃないのかもしれないんですけど、どんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

守屋教育支援課長　　今の委員の御指摘は、学校の先生方というより、我々事務局の対応と

ということで、職員の負担が1割増えているという趣旨でよろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

守屋教育支援課長 そのことにつきましては、まさに人数が、その分の職員が増えるというわけではないので工夫の余地があるところなんです、実は昨年度1年間かけまして、特別支援教育システムという新たなデータベース、また受付をするシステムをつくってまいりました。その中で、ちょっと事務的な流れの説明にも一部なってしまいますけれども、例えば就学相談受付、500名になる受付を、従来は電話だけでしておりました。それを一部電子申請をすることによりまして、事務の緩和、それからいわゆるペーパーレス化と言えなくもないんですけども、そういった事務の効率化を進めながら、何とか増えてきている受付件数を処理しているといったような状況がございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員、よろしいでしょうか。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

本 田 委 員 通常級に行った児童のお話なんですけれども、その場合にはやはり支援員がプラスされたり、そういうケアが必要になってきているのではないかなと思うんですけれども、教員と同様に、支援員さんの人数はどうなっているのかというのはいかがでしょうか。

守屋教育支援課長 そちらの御指摘はごもっともかなと思っております。実は、もともと学校に一定数配置されている教育支援員がおるんですけれども、あとはお子様の状況に応じて、私どもの心理の専門家や、もしくは学校の教育管理職経験者の者が出向いて、このお子さんが本当にそういった支援が必要なのか、それとも学級の指導の工夫いかんによってはそういったところが必要ないのかということを丁寧に見取りながら、ケース・バイ・ケースで個別で対応させていただいているというところが現状でございます。

本 多 教 育 長 本田委員、よろしいですか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 私、人権擁護委員として定期的に法務局で電話当番をするんですが、そのときに私、こどもの専門委員なのでゼロ歳から18歳までの対応をしているんですが、最近、保護者からの電話が非常に多くて、保護者の方が本当に思い込みがすごく強い内容が多いんですね。私たち、電話当番をする委員に対してのケアをしてくださる方がいらっしゃるんです。いろんな話を聞いてくださったりとか、そういう点で非常に、電話当番はもちろん心理カウンセラーとか校長先生ですとか、本当にすばらしいプロフェッショナルの方が対応してらっしゃるので安心だと思うんですが、またそういう先生方の心のケアをよろしく願いいたしたいと思います。

守屋教育支援課長 お心遣いありがとうございます。なかなか対応が難しいケースということも実際ございますので、週に1回、ケース会議というものを設けておりまして、情報交換をし、よりよい支援ができるように横のつながりをよくして、誰か一人の担当者任せになることがないように組織的に対応していこうとすることも工夫させていただいているところでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

就学相談については、今報告があったとおりですけれども、教育推進プラン・江東（第2期）の中でも、自分らしさというテーマの中で、個に応じた教育とか、丁寧な相談というところを挙げています。その中で一つのキーワードが「一人一人に」というキーワードになっていますけれども、やはり保護者の方々にしっかり寄り添って相談を受けていくことが大事であり、先ほど教育支援課長からも報告ありましたけれども、新たに電子申請ができるようになったということでは、より多くの方々の相談を受けることができるというふうに思いますので、丁寧な相談が必要かなと思います。

また、教育支援課長の報告にもありましたが、就学相談というのはどこに行くか決まって終わりではなくて、この後も継続していく、教育委員会としてもフォローをしっかりとしていく、そして保護者の方の相談に寄り添いながら聞いていって、先ほどあったように、今後就学先を変えてみようかなという相談を受けたり、そういった形で適切な支援ができればというふうに思っていますので、継続してしっかり取組を進めてもらえれば思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして令和4年第4回江東区教育委員会定例会

を閉会いたします。ありがとうございました。